

京都市告示第259号

京都市梅小路公園の指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、供用時間の臨時変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年7月26日

京都市長 門川 大作

期間	区分	供用時間	
令和元年8月3日(土) 及び8月10日(土)	遊戯用電車	変更後	午前10時から午後7時50分まで
		現行	午前10時から午後4時(7月及び8月にあつては、午後5時)まで

(南部みどり管理事務所)